

議案第23号

寒川町町税条例及び寒川町アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する種別割の特例に関する条例の一部改正について

寒川町町税条例及び寒川町アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する種別割の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年3月31日提出

寒川町長 木 村 俊 雄

提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、所要の措置を講ずるため提案する。

寒川町条例第 号

寒川町町税条例及び寒川町アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する種別割の特例に関する条例の一部を改正する条例

(寒川町町税条例の一部改正)

第1条 寒川町町税条例（昭和60年寒川町条例第16号）の一部を次のように改正する。

目次中「第27条の4」を「第28条」に改める。

第8条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第27条の4から第27条の6までを削る。

第28条（見出しを含む。）、第29条（見出しを含む。）、第30条（見出しを含む。）、第31条の見出し及び同条第1項、第32条の見出し並びに第33条の見出し並びに同条第1項から第3項まで、第5項及び第6項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第34条第2項中「第443条第3項ただし書」を「第443条第2項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第41条第1項第3号中「、第27条の5第1項」を削り、同項第5号中「第27条の5第2項又は」を削る。

附則第13項を削る。

附則第12項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（軽自動車税の税率の特例）」を付し、同項中「第14項、第15項及び第16項」を「次項及び第15項」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同項を附則第13項とし、附則第11項の次に次の1項を加える。

(個人の町民税の税率の特例等)

12 平成26年度から令和5年度までの各年度分の個人の町民税に限り、均等割の税

率は、第10条の規定にかかわらず、同条に規定する額に500円を加算した額とする。

附則第14項の前の見出しを削り、同項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削る。

附則第15項中「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削る。

附則中第16項、第17項、第18項の前の見出し並びに同項及び第19項並びに第20項から第23項までを削り、附則中第24項を第16項とし、第25項を第17項とする。

(寒川町アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する種別割の特例に関する条例の一部改正)

第2条 寒川町アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する種別割の特例に関する条例（平成22年寒川町条例第7号）の一部を次のように改正する。

題名中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第1条中「種別割の課税客体」を「課税客体」に、「種別割の徴収方法」を「軽自動車税の徴収方法」に改める。

第2条及び第3条中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第4条第1項中「種別割の」を「軽自動車税の」に、「軽自動車税種別割納税証紙」を「軽自動車税納税証紙」に、「当該種別割」を「当該軽自動車税」に改め、同条第2項中「種別割の」を「軽自動車税の」に、「軽自動車税種別割納税済印」を「軽自動車税納税済印」に改める。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式（第4条関係）

	No. _____
車種 (Type of Vehicle)	_____
登録番号 (Registration Number)	_____
軽自動車税納税証紙 Motorcycle and Scooter Tax Stamp	
税額 (Tax Amount)	_____
課税年度 (Taxation year)	_____ 年度分
交付年月日 (Date of Delivery)	_____ 年 月 日
寒 川 町 Samukawa Town	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(軽自動車税に関する経過措置)

- 2 この条例による改正後の寒川町町税条例及び寒川町アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。
- 3 この条例の施行日前の3輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 4 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(第1条関係) 寒川町町税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>目次</p> <p>第3節 軽自動車税 (第27条の4—第34条)</p> <p>(納税証明事項等)</p> <p>第8条 地方税法施行規則 (昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。) 第1条の9第2号に規定する条例で定める事項は、道路運送車両法 (昭和26年法律第185号) 第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない理由により種別割を滞納している場合におけるその旨とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(環境性能割の税率)</p> <p>第27条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に掲げる率とする。</p> <p>(1) 法第451条第1項 (同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。) の規定の適用を受けるもの100分の1</p> <p>(2) 法第451条第2項 (同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。) の規定の適用を受けるもの100分の2</p> <p>(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの100分の3</p> <p>(環境性能割の申告納付)</p> <p>第27条の5 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を町長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。</p> <p>2 3輪以上の軽自動車の取得者 (環境性能割の納税義務者を除く。) は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、</p>	<p>目次</p> <p>第3節 軽自動車税 (第28条—第34条)</p> <p>(納税証明事項等)</p> <p>第8条 地方税法施行規則 (昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。) 第1条の9第2号に規定する条例で定める事項は、道路運送車両法 (昭和26年法律第185号) 第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない理由により軽自動車税を滞納している場合におけるその旨とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p>

当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を町長に提出しなければならない。

(環境性能割の減免)

(削る)

第27条の6 町長は、第33条第1項各号に掲げる軽自動車等(3輪以上の軽自動車に限る。以下この項において同じ。)のうち必要があると認めるものについては、当該軽自動車等の取得者に対して課する環境性能割を減免する。

(削る)

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

(削る)

(種別割)の課税免除)

(軽自動車税)の課税免除)

第28条 原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車(以下「軽自動車等」という。)のうち、商品であつて使用しない軽自動車等に対しては、種別割を課さない。

第28条 原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車(以下「軽自動車等」という。)のうち、商品であつて使用しない軽自動車等に対しては、軽自動車税を課さない。

(種別割)の税率)

(軽自動車税)の税率)

第29条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

第29条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する軽自動車税の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)～(3) (略)

(1)～(3) (略)

(種別割)の納期)

(軽自動車税)の納期)

第30条 種別割の納期は、5月1日から同月31日までとする。

第30条 軽自動車税の納期は、5月1日から同月31日までとする。

(種別割)に関する申告義務)

(軽自動車税)に関する申告義務)

第31条 種別割の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下「軽自動車等の所有者等」という。)は、軽自動車等の所有者等となつた日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書を町長に提出しなければならない。この場合において、町長は必要に応じてその者の住所を証明すべき書類の提出を求

第31条 軽自動車税の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下「軽自動車等の所有者等」という。)は、軽自動車等の所有者等となつた日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書を町長に提出しなければならない。この場合において、町長は必要に応じてその者の住所を証明すべき書類の提出を求

めることができる。

2・3 (略)

(種別割 に関する報告義務)

第32条 (略)

(種別割 の減免)

第33条 町長は、次の各号のいずれかに該当する軽自動車等のうち必要があると認めるものについては、当該軽自動車等の所有者等に対して課する種別割 を減免する。

(1)～(4) (略)

2 前項の規定により種別割 の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証する書類を添付して、町長に提出しなければならない。

(1)～(7) (略)

3 第1項第2号に規定する軽自動車等について種別割 の減免を受けようとする者は、前項に規定する書類のほかに、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成

めることができる。

2・3 (略)

(軽自動車税に関する報告義務)

第32条 (略)

(軽自動車税の減免)

第33条 町長は、次の各号のいずれかに該当する軽自動車等のうち必要があると認めるものについては、当該軽自動車等の所有者等に対して課する軽自動車税を減免する。

(1)～(4) (略)

2 前項の規定により軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証する書類を添付して、町長に提出しなければならない。

(1)～(7) (略)

3 第1項第2号に規定する軽自動車等について軽自動車税の減免を受けようとする者は、前項に規定する書類のほかに、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成

される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)又はこれらの者の特定免許情報(同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。)が記録された免許情報記録個人番号カード(同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。)を町長に提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した書類を提出しなければならない。

(1)～(5) (略)

4 (略)

5 第1項第3号に規定する軽自動車等について種別割_____の減免を受けようとする者は、当該軽自動車等を町長に提示しなければならない。

6 第1項の規定により種別割_____の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を町長に申告しなければならない。

(原動機付自転車等の標識の交付等)

第34条 (略)

2 法第443条第3項ただし書又は第445条の規定により種別割_____を課することのできない原動機付自転車等の所有者又は使用者は、その主たる定置場が町内に所在することとなつたときは、その事由が発生した日から15日以内に、町長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車等の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。種別割_____を課されるべき原動機付自転車等が法第443条第3項ただし書又は第445条の規定によつて種別割_____を課されないこととなつたときにおける当該原動機付自転車等の所有者又は使用者についても同様とする。

3～8 (略)

第41条 次の各号のいずれかに該当する

される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)又はこれらの者の特定免許情報(同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。)が記録された免許情報記録個人番号カード(同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。)を町長に提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した書類を提出しなければならない。

(1)～(5) (略)

4 (略)

5 第1項第3号に規定する軽自動車等について軽自動車税の減免を受けようとする者は、当該軽自動車等を町長に提示しなければならない。

6 第1項の規定により軽自動車税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を町長に申告しなければならない。

(原動機付自転車等の標識の交付等)

第34条 (略)

2 法第443条第2項ただし書又は第445条の規定により軽自動車税を課することのできない原動機付自転車等の所有者又は使用者は、その主たる定置場が町内に所在することとなつたときは、その事由が発生した日から15日以内に、町長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車等の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。軽自動車税を課されるべき原動機付自転車等が法第443条第2項ただし書又は第445条の規定によつて軽自動車税を課されないこととなつたときにおける当該原動機付自転車等の所有者又は使用者についても同様とする。

3～8 (略)

第41条 次の各号のいずれかに該当する

者は、10万円以下の過料に処する。

(1)・(2) (略)

(3) 法第317条の2第1項若しくは第2項、法第328条の7第1項、第27条、第27条の2の2、第27条の5第1項又は第31条の規定により提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出しなかつた者

(4) (略)

(5) 第27条の5第2項又は第32条の規定により報告すべき事項について、正当な理由がなくて当該報告をしなかつた者

(6) (略)

2 (略)

附 則

1～11 (略)

(加える)

(加える)

(種別割の税率の特例)

12 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（第14項、第15項及び第16項において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後年度分の種別割に係る第29条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

(個人の町民税の税率の特例等)

13 平成26年度から令和5年度までの各年度分の個人の町民税に限り、均等割の

者は、10万円以下の過料に処する。

(1)・(2) (略)

(3) 法第317条の2第1項若しくは第2項、法第328条の7第1項、第27条、第27条の2の2_____又は第31条の規定により提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出しなかつた者

(4) (略)

(5) _____第32条の規定により報告すべき事項について、正当な理由がなくて当該報告をしなかつた者

(6) (略)

2 (略)

附 則

1～11 (略)

(個人の町民税の税率の特例等)

12 平成26年度から令和5年度までの各年度分の個人の町民税に限り、均等割の税率は、第10条の規定にかかわらず、同条に規定する額に500円を加算した額とする。

(軽自動車税の税率の特例)

13 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項及び第15項_____において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後年度分の軽自動車税に係る第29条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

(削る)

(削る)

税率は、第10条の規定にかかわらず、同条に規定する額に500円を加算した額とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

- 14 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第29条の規定の適用については、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

- 15 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第29条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

- 16 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第29条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア（イ）中「3,900円」

(削る)

- 14 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第29条の規定の適用については、当該軽自動車が令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税 _____ に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

- 15 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第29条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、令和8年度分 _____ の軽自動車税 _____ に限り、同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

(削る)

とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ) a 中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。

(環境性能割の賦課徴収の特例)

(削る)

17 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第6条から第8条までの規定にかかわらず、神奈川県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

(削る)

(環境性能割の税率の特例)

(削る)

18 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第27条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(削る)

第1号	<u>100分の1</u>	<u>100分の0.5</u>
第2号	<u>100分の2</u>	<u>100分の1</u>
第3号	<u>100分の3</u>	<u>100分の2</u>

19 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第27条の4(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

(削る)

(環境性能割の申告納付の特例)

(削る)

20 第27条の5の規定による申告納付については、当分の間、同条中「町長」とあるのは、「神奈川県知事」とする。

(削る)

(環境性能割の減免の特例)

(削る)

21 町長は、当分の間、第27条の6の規定にかかわらず、神奈川県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして町長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、環境性能割を減免する。

(削る)

(環境性能割の課税免除の特例)

(削る)

22 町長は、当分の間、神奈川県知事が自動車税の環境性能割を課さない自動車に相当するものとして町長が定める3

(削る)

<p>輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を課さない。 <u>(環境性能割に係る徴収取扱費の交付)</u></p>	<p>(削る)</p>
<p>23 <u>町は、神奈川県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として神奈川県に交付する。</u> (新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)</p>	<p>(削る)</p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)</p>
<p>24 (略) (新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)</p>	<p>16 (略) (新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)</p>
<p>25 (略)</p>	<p>17 (略)</p>

(第2条関係) 寒川町アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する種別割の特例に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>寒川町アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する種別割<u> </u>の特例に関する条例 (目的)</p> <p>第1条 この条例は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律(昭和27年法律第119号。以下「特例法」という。)第4条第1項の規定及び地方税法(昭和25年法律第226号)第6条第2項の規定に基づき、軽自動車税の種別割の課税客体である原動機付自転車、軽自動車及び2輪の小型自動車(以下「軽自動車等」という。)の種別割の徴収方法<u> </u>及び税率について、寒川町町税条例(昭和60年寒川町条例第16号。以下「条例」という。)の特例を定めることを目的と</p>	<p>寒川町アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する<u>軽自動車税</u>の特例に関する条例 (目的)</p> <p>第1条 この条例は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律(昭和27年法律第119号。以下「特例法」という。)第4条第1項の規定及び地方税法(昭和25年法律第226号)第6条第2項の規定に基づき、軽自動車税の課税客体<u> </u>である原動機付自転車、軽自動車及び2輪の小型自動車(以下「軽自動車等」という。)の<u>軽自動車税</u>の徴収方法及び税率について、寒川町町税条例(昭和60年寒川町条例第16号。以下「条例」という。)の特例を定めることを目的と</p>

する。

(徴収の方法)

第2条 アメリカ合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等（特例法第2条第4項に規定する合衆国軍隊の構成員等、同条第5項に規定する契約者及び同条第6項に規定する軍人用販売機関等をいう。）の所有する軽自動車等に対する種別割は、地方税法第463条の18第1項の規定にかかわらず、証紙徴収の方法によって徴収する。

(税率の特例)

第3条 前条の規定により徴収する種別割の税率は、条例第29条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台についてそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1)～(3) (略)

(証紙徴収の手続)

第4条 第2条に掲げる種別割の納税義務者は、毎年4月中において、町が発行する軽自動車税種別割納税証紙（第1号様式。以下「証紙」という。）によって当該種別割を払い込まなければならない。

2 前項の場合において、種別割の納税義務は、購入した証紙に軽自動車税種別割納税済印（第2号様式）による押印を受けたときに完了するものとする。

第1号様式（第4条関係）

No. _____	
車種 (Type of Vehicle)	_____
登録番号 (Registration Number)	_____
軽自動車税種別割証紙 Motorcycle and Scooter Tax Stamp	
税額 (Tax Amount)	¥ _____
課税年度 (Taxation year)	_____ 年度分
交付年月日 (Date of Delivery)	_____ 年 月 日
寒川町 Samukawa Town	

する。

(徴収の方法)

第2条 アメリカ合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等（特例法第2条第4項に規定する合衆国軍隊の構成員等、同条第5項に規定する契約者及び同条第6項に規定する軍人用販売機関等をいう。）の所有する軽自動車等に対する軽自動車税は、地方税法第463条の18第1項の規定にかかわらず、証紙徴収の方法によって徴収する。

(税率の特例)

第3条 前条の規定により徴収する軽自動車税の税率は、条例第29条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台についてそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1)～(3) (略)

(証紙徴収の手続)

第4条 第2条に掲げる軽自動車税の納税義務者は、毎年4月中において、町が発行する軽自動車税納税証紙（第1号様式。以下「証紙」という。）によって当該軽自動車税を払い込まなければならない。

2 前項の場合において、軽自動車税の納税義務は、購入した証紙に軽自動車税納税済印（第2号様式）による押印を受けたときに完了するものとする。

第1号様式（第4条関係）

No. _____	
車種 (Type of Vehicle)	_____
登録番号 (Registration Number)	_____
軽自動車税納税証紙 Motorcycle and Scooter Tax Stamp	
税額 (Tax Amount)	_____
課税年度 (Taxation year)	_____ 年度分
交付年月日 (Date of Delivery)	_____ 年 月 日
寒川町 Samukawa Town	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
(軽自動車税に関する経過措置)
- 2 この条例による改正後の寒川町町税条例及び寒川町アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。
- 3 この条例の施行日前の3輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 4 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。